

広島県告示第五百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

田総川漁業協同組合

2 住所

庄原市総領町下領家一番三号

二 免許番号

内水共第三十三号、内水共第三十四号及び内水共第三十五号

三 変更の内容

第四条の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	庄原市総領町稲草田中橋より上流20mより下流域	9月1日から10月31日まで
全魚種	川井堰堤から上流及び下流各50mの区間	通年